

那須烏山市保育利用基準表

1 基本指数

入所事由		保護者の状況（同居の親族等を含む）			
番号	類型	細目	摘要	指数	
1	就労	外勤	月140時間以上（週換算35時間以上）	10	
			月120時間以上140時間未満（週換算30時間以上）	9	
			月100時間以上120時間未満（週換算25時間以上）	8	
			月80時間以上100時間未満（週換算20時間以上）	7	
			月64時間以上80時間未満（週換算16時間以上）	6	
		自営 (居宅外)	主たる 従事者	月140時間以上（週換算35時間以上）	10
				月120時間以上140時間未満（週換算30時間以上）	9
				月100時間以上120時間未満（週換算25時間以上）	8
				月80時間以上100時間未満（週換算20時間以上）	7
				月64時間以上80時間未満（週換算16時間以上）	6
			協力者 (手伝い)	月140時間以上（週換算35時間以上）	9
				月120時間以上140時間未満（週換算30時間以上）	8
				月100時間以上120時間未満（週換算25時間以上）	7
				月80時間以上100時間未満（週換算20時間以上）	6
				月64時間以上80時間未満（週換算16時間以上）	5
		自営 (居宅内)	主たる 従事者	月140時間以上（週換算35時間以上）	10
				月120時間以上140時間未満（週換算30時間以上）	9
				月100時間以上120時間未満（週換算25時間以上）	8
				月80時間以上100時間未満（週換算20時間以上）	7
				月64時間以上80時間未満（週換算16時間以上）	6
			協力者 (手伝い)	月140時間以上（週換算35時間以上）	8
				月120時間以上140時間未満（週換算30時間以上）	7
				月100時間以上120時間未満（週換算25時間以上）	6
				月80時間以上100時間未満（週換算20時間以上）	5
月64時間以上80時間未満（週換算16時間以上）	4				
内職	週30時間以上かつ月120時間以上	6			
	週16時間以上30時間未満かつ月64時間以上120時間未満	4			

		農 業	主たる従事者	月140時間以上（週換算35時間以上）	10
				月120時間以上140時間未満（週換算30時間以上）	9
				月100時間以上120時間未満（週換算25時間以上）	8
				月80時間以上100時間未満（週換算20時間以上）	7
				月64時間以上80時間未満（週換算16時間以上）	6
			協力者（手伝い）	月140時間以上（週換算35時間以上）	9
				月120時間以上140時間未満（週換算30時間以上）	8
				月100時間以上120時間未満（週換算25時間以上）	7
				月80時間以上100時間未満（週換算20時間以上）	6
				月64時間以上80時間未満（週換算16時間以上）	5
2	妊娠・出産	妊娠・出産	出産（予定）日前後2箇月の期間にある場合で出産準備又は休養を要する者	9	
3	疾病・障がい	入院治療	1箇月以上の入院を要する者	10	
			1箇月未満の入院を要する者	9	
		居宅療養	疾病のため1箇月以上臥床の状態にある者	10	
			精神病・感染性等の疾病又は特定疾患のため長期療養（安静）を要する者	9	
			一般療養（疾病や負傷により週3日以上通院を常態とし自宅安静が必要な者）	8	
			一般療養（疾病や負傷により週1日～2日程度の通院を常態とし自宅安静が必要な者）	7	
		心身障がい	一般療養（上記以外の一般療養で保育が困難な場合）	6	
			身障者手帳1級・2級、療育手帳A・A1・A2の交付を受けている者	10	
			身障者手帳3級、療育手帳B・B1・B2の交付を受けている者	8	
		4	介護・看護	病院等居宅外の介護・看護	1箇月以上入院・施設入所付添いに当たっている者
同居する親族の介護・看護・施設通所付添いに週5日以上当たっている者	8				
同居親族の介護・看護	同居する親族の介護・看護・施設通所付添いに週3日～4日程度当たっている者			7	
	上記以外の介護・看護に当たっていて保育が困難な者			6	
別居親族の介護・看護	別居する2親等以内の親族の介護・看護・施設通所付添いに当たっていて保育が困難な者（同居親族の介護・看護を準用）	6～8			
5	災害復旧	家庭の災害	災害（火災・風水害・地震等）で家屋が失われ、復旧作業に従事している者	10	
6	求職活動	求職活動	外勤等就労予定で求職中又は起業準備を行っている者	3	
7	就学	就学	学校基本法に定める学校又は技能習得のため職業訓練施設に通学している者（就労（外勤）を準用）	6～10	
			上記の学校に合格している者又は通信教育にて64時間以上の就学をしている者	6	
8	社会的養護	社会的養護	虐待やDVのおそれがあり、公的機関からの通知等があった場合	10	
9	育児休業	育児休業取得	育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である場合	***	
10	その他	不存在	保護者（父・母）の死亡、離別、未婚、行方不明、拘禁等の場合	10	

2 調整指数

番号	要件	摘要	指数	
1	福祉的 優先度	両親不存在	父母ともに死亡、行方不明、拘禁等により不存在で祖父母等が養育している	5
2		ひとり親	ひとり親で、同居の親族等がない	4
			ひとり親で、同居の親族等がある	2
3		生活保護	生活保護世帯（就労により自立が見込まれる世帯）	3
4		失業中	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い	2
5		社会的養護	虐待やDVを受けるおそれがあり、社会的養護が必要である	10
6	障がい	申込児童に障がいがあり、障がい児枠の入所を希望する	2	
		保護者に障がいがあり、身体的、能力的に養育が困難であると認められる	1	
7	現在の状況	地域型保育事業を卒園し、連携保育施設に入所を希望する	10	
		地域型保育事業を卒園し、連携保育施設以外の保育施設の申込をする	2	
		認可外保育施設、事業所内託児所を利用している	1	
		転出元の保育施設に入所中で、市内に転入し市内保育施設に転園を希望する	1	
8	兄弟姉妹 の状況	兄弟姉妹が既に入所中であり、同じ保育施設の利用を希望する	3	
		兄弟姉妹、多胎児など2人以上を同時に申込をする	2	
9	保留期間	入所保留期間が6箇月以上	2	
		入所保留期間が3箇月以上6箇月未満	1	
10	子育て 支援 優先度	多子優先	第3子以降の児童の申込をする	1
11		復職	産後休暇・育児休業の期間満了と同時に申込をする	3
12		保育士等 資格	保護者が市内の特定教育・保育施設、地域型保育施設、放課後児童クラブに常勤的に勤務する保育士、保育教諭、幼稚園教諭、放課後児童クラブ指導員である又は同条件で勤務予定	5
			保護者が市外の特定教育・保育施設、地域型保育施設に常勤的に勤務する保育士、保育教諭、幼稚園教諭である又は同条件で勤務予定	2
13		災害復旧	災害（火災・風水害・地震等）により市内に避難し、保護者が災害復旧のため保育することが困難な場合	1
14	減点	就労内定	就労が内定している	-1
15		耕作面積 等	耕作面積等が20a以上40a以下	-1
			耕作面積等が20a未満	-3
16		家庭の状況	65歳未満の同居の祖父母等の親族が未就労かつ健康である	-10
			65歳未満の市内に居住する祖父母等の親族が未就労かつ健康である	-2
17	保育料 未納者	在園児（又は卒園児）の保育料に滞納があり、納付相談に応じない又は納付約束を履行しない	-20	
		上記以外で在園児（又は卒園児）の保育料に滞納がある	-5	

3 同一指数世帯の優先度

優先順位	項 目	
第一順位	住 所	市内に住所を有する世帯を優先する
第二順位	基本指数	基本指数の高い世帯を優先する
第三順位	調整指数	調整指数が福祉的優先度・養育環境優先度・子育て支援優先度の順に指数の高い世帯を優先する
第四順位	保育援助	祖父母等の状況が市外・就労、市内・就労、同居・就労、市外・未就労、市内・未就労、同居・未就労の順とする
第五順位	多子世帯	保護者が養育する子どもの数が多い世帯を優先する
第六順位	経済状況	市民税所得割額の低い世帯を優先する
第七順位	希望順位	入所を希望する保育施設の順位が高い世帯を優先する

備考

(保育の必要量の認定区分)

保護者（両親又は養親等）で点数が異なる場合は、点数の低い点数を認定基準とする。

(選考過程)

(1) 「1 基本指数」と「2 調整指数」の合計点数が高い方から順に選考する。
(2) (1)で決まらない場合には、同一指数世帯の優先度により選考する。(番号の小さい事由をより優先する。)
(3) (1)及び(2)における選考後において空きがある場合には、市外児童の入園選考を行う。